

進学等支援金のご案内 [令和5年度]

令和5年度の進学等支援金の給付につきましては、以下の支給要件等により実施いたします。お申込みの場合は、申込書に必要事項を記載のうえ、必要書類を添付し、お申込期限までに「交通遺児等育成基金 支援給付事業係」まで郵送にてご提出ください。

1. 支給条件 (※下記 (1)~(4)すべてに該当すること)

(1) 主として生計を支えていた者が、自動車事故により死亡、または、重度の後遺障害 (※) が残った者の家庭であること。

(※) 自動車損害賠償保障法施行令別表第1 又は別表第2 に掲げる後遺障害【第1級から第3級に該当】

(2) 高等学校等に進学、または就職する子弟がいること

(3) 現在、主として生計を支えている者が、所得税または住民税を納めていないこと。

※税制改正に伴い「非課税相当額」を納付している者も含む

(3 ページの **別表** 参照)

(4) 現在、生活保護を受けていないこと。

2. 支給金額 1人 60,000円 (※高等学校等に進学、または就職する児童1人につき)

3. 締め切り 令和6年1月19日(金) [第1回締め切り] ※必着

※ 上記は第1回の締め切りです。

※ 第1回締め切り後も、令和6年6月末日まで随時受付。

4. 支給日 令和6年2月9日(金) [第1回支給日 (予定)]

※ 上記支給日以降は、申込があり次第速やかに支給。

5. 必要な提出書類 . . . ※【別紙】の用紙をご覧ください

6. 申込書等の送付先及びお問合せ先

住 所：〒102-0083 千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

担 当：(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業 係

電話等：TEL 03-3237-0158 ・ FAX 03-3237-8931

受付時間：9時～17時 (土日、祝祭日を除く)

7. 所得税及び寿民税の非課税相当額について

平成 23 年度の税制改正での年少扶養控除廃止により令和 5 年(令和 4 年分)において税法上課税された者への救済措置として、課税額が表中の計算式で算出した額の範囲内(算出額 > 課税額)であれば非課税の扱いとします。

(1) 所得税 [計算式] 380,000 円 × A × B

この式において、A及びBは、次のとおりです。

A = 当該所得税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(16 歳未満の人数)

B = 当該所得税額の算出に当たり適用された税率(※課税所得額により変動)

※ 令和 5 年(令和 4 年分)源泉徴収票の源泉徴収税額をご確認ください。

【例】義務教育終了前の児童 2 名、所得税率 5% の場合

$$380,000 \times 2 \times 0.05 = 38,000 > \text{課税額}$$

計算した数値が課税額を超える場合、非課税扱いとなります。

(2) 住民税(道府県民税+市町村民税) [計算式] 330,000 円 × A × B

この式において、A及びBは、次のとおりです。

A = 当該住民税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(住民票記載の 16 歳未満の人数)

B = 当該住民税の算出に当たり適用された税率(10% (全国の平均値))

※ 令和 5 年(令和 4 年分)道府県民税・市町村民税課税(非課税)証明書の年税額をご確認ください。

【例】義務教育終了前の児童 2 名の場合

$$330,000 \times 2 \times 0.1 = 66,000 > \text{課税額}$$

計算した数値が課税額を超える場合、非課税扱いとなります。

9. 注意事項

- (1) 本事業は寄付金を原資とし、単年度ごとの事業として年間予算の範囲内で行っており、支給するにあたり一定の収入要件を設けていますので、要件に該当するか否かが不明の場合は、申込前にお問い合わせください。
また、お問合せの際には、収入面を始め生活状況などについて、お伺いしますので、予めご了承ください。
- (2) 本事業は、単年度ごとの事業のため、過去に遡っての支給はできません。
また、これまでにお申込みをされていても、所定の必要書類を再度ご提出いただいておりますので、ご了承ください。
- (3) 書類の不備等があった場合は、担当者よりご連絡しますので、再度ご提出いただく場合がございますので、当法人の業務時間内で連絡可能な連絡先を必ずご記入ください。
- (4) お申込みの際にお送りいただいた書類一式は、返却をしておりませんので、ご了承ください。
- (5) 特段の事由がない限り、締切日を過ぎてのお申込みにつきましては、一切お受けできませんので、ご了承ください。

※ 送付宛先(以下切り取ってご利用ください。)

〒102-0083

東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階

(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業係

※下記「◆交通遺児家庭」と「◆重度後遺障害家庭（1～3）」について該当する項目に記載の書類をご提出ください。

◆ 交通遺児家庭

（自動車事故により死亡した者の遺族で子弟がいる家庭）

- ① 進学等支援金支給申込書（当法人所定）
- ② 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）
- ③ 住民票（原本）
 - ※マイナンバーの記載がないもの
 - ※家族全員記載及び筆頭者、世帯主との続柄が記載されているもの
- ④ 令和5年（令和4年分）課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
 - ※所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可
- ⑤ 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）のコピー
- ⑥ 【進学の場合】願書、受験票、学生証（※進学後のみ）などのコピー …いずれか1通
【就職の場合】内定通知書、社員証などのコピー …いずれか1通

◆ 重度後遺障害家庭 ※注1 自賠法施行令別表第1又は別表2の1級～3級該当の障害に限る

（自動車事故により重度後遺障害が残った者の子弟がいる家庭）

※下記1～3のうち該当する番号に記載の書類をご提出ください。

1. NASVA（（独）自動車事故対策機構）から介護料の受給をしている方

- ① 進学等支援金支給申込書（当法人所定）
- ② 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）
- ③ 住民票（原本）
 - ※マイナンバーの記載がないもの
 - ※世帯全員及び筆頭者、世帯主との続柄が記載されているもの
- ④ 令和5年（令和4年分）課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
 - ※所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可
- ⑤ 介護料受給資格認定通知書（または介護料支払決定通知ハガキ）のコピー
 - ※介護料受給書類等が手元にない場合、自賠法の後遺障害等級（障害者手帳は不可）が確認できる書面のコピー
- ⑥ 【進学の場合】願書、受験票、学生証（※進学後のみ）などのコピー …いずれか1通
【就職の場合】内定通知書、社員証などのコピー …いずれか1通

※次ページ2～3へ続く※

2. NASVAの療護センター、NASVAの提携病院に入院されている方

- ① 進学等支援金支給申込書（当法人所定）
- ② 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）
- ⑤ 住民票（原本）
 - ※マイナンバーの記載がないもの
 - ※世帯全員及び筆頭者、世帯主との続柄が記載されているもの
- ④ 令和5年（令和4年分）課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
 - ※所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可
- ⑤ 自賠法後遺障害等級（障害者手帳は不可）が確認できる書面のコピー
- ⑥ 現在入院している施設が機構療護センター、NASVA 提携病院であることが分かる書面のコピー（例：診断書、入院計画書、リハビリ計画書等）
- ⑦ 【進学の場合】願書、受験票、学生証（※進学後のみ）などのコピー …いずれか1通
【就職の場合】内定通知書、社員証などのコピー …いずれか1通

3. 前記①～②に該当しない重度後遺障害家庭

- ① 進学等支援金支給申込書（当法人所定）
- ② 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）
- ③ 自賠法後遺障害等級（障害者手帳は不可）が確認できる書面のコピー
 - ※症状固定前、等級認定前、現在医療機関等に入院の場合は、当該医療機関の診断書、入院計画書等のコピーが必要です。
- ④ 住民票（原本）
 - ※マイナンバーの記載がないもの
 - ※世帯全員及び筆頭者、世帯主との続柄が記載されているもの
- ⑤ 令和5年（令和4年分）課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
 - ※所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可
- ⑥ 【進学の場合】願書、受験票、学生証（※進学後のみ）などのコピー …いずれか1通
【就職の場合】内定通知書、社員証などのコピー …いずれか1通

以上